

## 「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書を受けた 指定法人制度の見直しについて

「厚生労働省独立行政法人・公益法人等整理合理化委員会」報告書(平成22年12月27日)(抄)

### II 公益法人

制度・慣行、契約などの問題に対し“横串”する形で、以下のように整理合理化を図る。

- ① 全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全国的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。

全国に1つの法人を指定して業務を実施させる指定法人については、介護労働安定センターを代表としてヒアリングを行ったが、そこからは指定された当時とは社会のニーズや状況が変化しており、それに応じて指定法人としての業務内容も逐次見直されているとの説明があった。

各指定法人を取り巻く時代の要請にも変化があるため、業務内容の見直しもさることながら、指定法人として当該業務を実施するという制度自体も検証が必要と思われる。ただし、当該制度の採否は個々の政策と密接に関わるため、個別の検証が必要であり、この作業は関係審議会等で行うべきと考えられる。

また、特定の法人が既得権として長期にわたり指定による業務を実施するのではなく、より適切な法人が選定されるための環境整備も必要ではないかと考えられる。

# 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律における指定法人制度に関する論点(案)

## 1. 指定法人制度の在り方について

### ① 指定法人制度を廃止すべきか否か。

→ 国による直接実施は可能か。介護労働分野の特殊性、効率的・効果的な業務実施という観点からどう考えるか。

### ② プロポーザル方式についてどう考えるか。

→ 1年ごと、あるいは複数年ごとに「競争入札」することは妥当か。現行方式を維持することは適切か。プロポーザル方式とした場合、蓄積されたノウハウを活用する方策はあるのか。

## 2. 指定基準の在り方について

[参考:介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(抄)、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(抄)]

### ① 現在の指定基準を見直す必要があるか。

→ 適正かつ確実に介護労働者の雇用管理改善業務等を継続的に実施することが可能か。

### ② 指定基準や指定法人の妥当性に関する定期的な検証、指定法人の指定理由に関する情報公開の在り方についてどう考えるか。

→ 時代や状況の変化に応じて的確に対応していくためにも、定期的な検証作業は必要ではないか。また、情報開示を進めていく観点から、指定理由については公開すべきではないか。

## 3. 指定法人としての介護労働安定センターについて

### ① 介護労働安定センターを指定法人とすることは妥当か。

→ 介護分野に関する専門的知識・経験を有しているか。介護労働者の雇用管理改善等に関する支援ノウハウを有しているか。これまでの取組において十分な成果をあげているか。他に適当な法人が考えられるか。

### ② 指定法人として全国で適切な業務運営がなされているか。

→ 全国どこの各支部(所)でも指定法人としてふさわしい水準の業務運営がなされているか。また、必要な人員体制は確保されているか。

## 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第 63 号)(抄)

### (指定等)

第 15 条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第 17 条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、介護労働者の福祉の増進に資すると認められること。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者(以下「介護労働安定センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 介護労働安定センターは、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

### (指定の条件)

第 16 条 前条第1項の規定による指定には、条件を付け、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

### (業務)

第 17 条 介護労働安定センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 介護労働者の雇用及び福祉に関する情報及び資料を総合的に収集し、並びに事業主、職業紹介事業者そ

の他の関係者に対して提供すること。

- 二 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に対して、その者が賃金の支払を受けることが困難となった場合の保護その他のその職業生活の安定を図るために必要な援助を行うこと。
- 三 次条第1項に規定する業務を行うこと。
- 四 前3号に掲げるもののほか、介護労働者の福祉の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(介護労働安定センターによる雇用安定事業等関係業務の実施)

第18条 厚生労働大臣は、介護労働安定センターを指定したときは、介護労働安定センターに雇用保険法第62条の雇用安定事業又は同法第63条の能力開発事業のうち次の各号のいずれかに該当するものに係る業務の全部又は一部を行わせるものとする。

- 一 認定事業主に対して支給する給付金であって厚生労働省令で定めるものを支給すること。
- 二 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上に関する調査研究を行うこと。
- 三 介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るための措置について、認定事業主、職業紹介事業者その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。
- 四 介護労働者及び介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。
- 五 職業紹介事業者その他の介護労働者に係る求職に関する情報を有する者についての情報を収集整理し、及び介護労働者を雇用しようとする者に対して、当該収集整理した情報のうちその希望に応じたものを提供すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、介護労働者の雇用の安定並びに能力の開発及び向上を図るために必要な事業を行うこと。

## 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成4年労働省令第18号)(抄)

### (指定の申請)

第2条 法第15条第1項の規定による指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
  - 二 代表者の氏名
  - 三 事務所の所在地
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
  - 二 財産目録その他の経理的及び技術的基礎を有することを明らかにする書類
  - 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における法第17条に規定する業務に関する基本的な計画及びこれに伴う予算
  - 四 役員の名及び略歴を記載した書面

### (指定の基準)

第2条の2 法第15条第1項第1号に掲げる基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 法第17条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員が確保されていること。
- 二 法第17条に規定する業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備が確保されていること。
- 三 法第17条に規定する業務に係る経理が、申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されていること。
- 四 法第17条に規定する業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって同条に規定する業務が不公正になるおそれがないものであること。